

議案質疑

全議案に対する質疑は、3月7日に行われ、10人の議員が50項目に及び質疑をしました。その主なものは次のとおりです。

手数料条例の改正について

質疑

国保税や手数料の値上げで、市民は非常に不安を抱いている。この手数料条例の改正でどのくらいの収入を見込んでいるのか。受益者負担の原則というが、厳しい財政事情でも、いろいろなものをうまく削減して、市民の負担を少しでも軽くすべきではないか。また、なぜこの時期に改正をしなければならぬのか。周辺の市町村と比較してどういう状況なのか。このままでは、市のイメージが悪くなるばかりである。

答弁

今回の見直しにより、17年度と同一件数で比較すると、238万円程度の増額である。今回の見直しは、19年度の予算編成に当たり、財政健全化計画との整合性を図るため、コストに見合った適正な手数料にすべきということである。これにより、健全な財政運営の一助となり、さらには行政サービス水準の確保が図られるという

ことでの改正である。本来であれば毎年見直しが必要であるが、急激な変動は考えにくく、事務効率を考慮して3年ごとに見直しをしていく考え方である。今回の見直しまでの3年間で、行政サービスを低下させることなく、事務処理時間の短縮や経費の節減など、料金に少しでも反映されるようなコスト削減が図れるよう努力してまいりたいと考えているので、ご理解を賜りたい。他市の状況については、全国的に受益者負担の方向にある。行政サービスを利用した特定の方の費用を、利用しない方も負担していることが考えられ、本市でも受益者負担の原則により、コストに見合った適正な料金として公平性・公正性を図りたいとの考えによるものである。全庁的に統一した人件費の考え方で、1分当たりの単価を57円として算出した。このことにより、住民に説明責任を果たせるものと考えている。

予算特別委員会の審査から

新年度予算案の審査を行う予算特別委員会は、3月14日、15日の2日間開かれ、平成19年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算案11案について施策を含め慎重な審査が行われました。今回の審査においては、議案第50号「筑西市国民健康保険特別会計予算」に対する附帯決議案が提出され、賛成多数で可決されました。

委員会での主な審査の内容は次のとおりです。

- ▽財政健全化計画に基づく特別会計や企業会計等への繰出金、デマンド交通システム、真岡鐵道運営、コミュニティ助成事業、遊休公有地、地方交付税、基金管理積立金等について
- ▽大学等誘致推進経費、市長交際費、男女共同参画経費、ホームページ維持管理等について
- ▽市民会館維持管理費、車両運行管理、職員健康管理、入札、政務調査費、消防活動、防災行政無線整備事業等について
- ▽3支所の維持管理費について
- ▽市民税の増収及び滞納繰越、市たばこ税、固定資産税の賦課に係る委託料、滞納処分等について
- ▽民間交通指導員、交通安全施設

整備事業、ごみ収集処理、清掃関係経費、外国人登録事務経費、草刈条例等について

▽国民健康保険特別会計における国保運営協議会、収納率、値上げに係る上げ幅、高額療養費、人間ドック等について

▽あけの元気館の需用費の内訳

▽関城老人福祉センターの事業内容、高齢者インフルエンザ予防接種、地域ケアシステム、難病患者福祉手当等について

▽いばらき農業元氣アップチャレンジ事業、観光の振興、茨城結婚相談事業等について

▽農業集落排水事業特別会計における使用料の滞納繰越、汚泥乾燥コンポスト処理業務について

▽防じん舗装箇所の舗装、筑西幹線道路整備事業について

▽スピカビル公共施設管理経費、新治駅前駐車場管理事業、都市計画マスタープラン等について

▽中小学校の耐震診断、要保護・準要保護就学援助事業、文化財の復元、小中学校の備品購入の内容、各公民館の機能の違い、学校のトイレ改修等について

▽市民病院の患者数と医業収益

18・19年度の経営見通し、接遇について

【予算特別委員会】

- ◎小嶋 政男 ○下条 豊
 - 百目鬼 晋 田崎 正
 - 須藤 茂 真次 洋行
 - 増淵 慎治 石内 光秋
 - 内田 哲男 津田 修
 - 荒山 一郎 神戸 芳夫
 - 橋本 由成 枝 修一
 - 西村 武男 廣瀬 正男
 - 水越 照子 堤 陽二
 - 秋山 恵一 飯村 恵生
 - 澤佐 繁雄 袖山 信勝
 - 鈴木 聡
- ◎委員長 ○副委員長

平成19年度予算

一般会計	345億円
特別会計合計	315億7,573万円
国民健康保険事業	否 決
老人保健事業	86億2,203万9千円
公共下水道事業	25億1,427万円
農業集落排水事業	13億 524万4千円
八丁台土地区画整理事業	4億9,192万8千円
駐車場事業	1億6,690万円
介護保険事業	58億7,546万6千円
介護サービス事業	3,586万4千円
企業会計	
水道事業	33億 600万9千円
病院事業	26億7,415万5千円

国民健康保険税の改正について

質疑 国保税の改正に当たっての基本方針と、改正内容について伺いたい。また、低所得者に対する軽減措置、資格証明書発行、徴収率についても伺いたい。

答弁 改正の理由としては、現在も合併前の旧4市町の税率をそのまま適用している状態であり、それを早急に改め、統一した賦課方法と合わせて、税率を改める必要があるということである。また、市の財政状況は大変厳しい状況にあるため、一般会計から国保会計への、その他の繰り入れが望めないということがある。ただし、19年度当初予算は、法定繰り入れとして6億366万円を計上し、法定外繰り入れは圧縮して、その他の繰り入れとして3億1,600万円としている状況である。さらに、財政健全化計画において、行政改革に取り組み、改革を図らなければ、21年度には財政再建団体に陥ってしまうとの指摘がある。以上のことや、国保運営協議会の答申を尊重し、一般会計からの繰出金の抑制や独立採算、また受益者負担の原則による国保会計の適正化を図るため、見直しや改正を図るものである。また、課税の方法については、3方式を採用し、応益割と

しての世帯にかかる平等割3万1千円、個人にかかる均等割2万8千5百円。それに、応益割としての所得割である。低所得者への軽減措置としては、応益割のうち所得に応じて、4割、6割の軽減措置が設けられている。

資格証明書については、現在、448世帯が交付世帯となっているが、納税督促状や未納のお知らせ、納税相談に対して何ら意思表示のない方である。この中には、住所を本市においたまま居所不明の方もおり、そのような方に対して発行したということである。ご理解賜りたい。徴収率については、県内市の平均徴収率からの推計と、改正による納税の影響を考慮して88%で試算したものである。収納率向上対策の充実強化は十分図ってまいりたい。以上のような状況であるので、ご理解を賜りたい。

平日の夜間診療と小児の緊急医療について

質疑 平日の夜間診療については、真壁医師会筑西支部が1月に臨時総会を開いて、休日診療に加えて実施することを決めたと聞く。この実施に当たって、最も大事なことは小児科の緊急医療体制である。地域医療機関と大学の連携について、医師会の総会の中で意見交換があったと聞くが、それらの考え方について伺いたい。また、小児科の緊急医療体制は地元につく

べきと思うが、本市には市民病院があるので、これを考えられないか。

答弁 平日の夜間診療については、真壁医師会筑西支部から、休日応急診療所において平日夜間の一次救急医療を行うという方針を受け、市としても現行の日曜日・休日等の診療日に加え、平日夜間の一次救急を実施する体制を整えるものである。議決後は、この旨を医師会に伝え診療に当たる医師や看護師、事務職員等の人数等の診療体制の確立、また臨時職員の確保や報酬、賃金、調剤等の扱いの問題等について調整を図ってまいりたい。一次救急としての夜間診療については、地元医師会の協力がなければ成立しない事業であるので、調整に努力し、できる限り速やかに、遅くとも上半期の早い機会に診療を開始されるようにしてまいりたい。大病院との連携については、今回は一次医療ということで平日の夜間診療を開始することである。現在、夜間・休日等における緊急医療については、広域圏内においても市民病院、協和中央病院、県西総合病院、城西病院、結城病院などの二次医療機関にお願いして確保している状況である。一次救急としての休日応急診療が可能になると、その先の段階として、これらの輪番制の病院との連携も当然とれることになる。また、小

児救急医療体制については、筑西広域市町村圏の範囲で、筑波メディカルセンター病院と提携し、現在、毎日夜間10時までの診療体制を整えているので、ご理解を賜りたい。



財政再建計画について

質疑 財政健全化計画において、投資的経費が20億円以内とされているが、19年度予算ではどのくらいになっているのか。また、合併特例債268億円のうち、19年度予算を執行した段階でどのくらい進捗するのか。さらに、19年度予算における経常収支比率(臨時財政対策債を除いた比率も含めて)と実質公債費比率(19年度単年度と17、19年の3力年の平均)について尋ねたい。

答弁 19年度当初予算の投資的経費は27億2,500万円。19年度予算までに執行する合併特例債は19億2,750万円。当初予算ベースでの経常収支比率は103.74%。臨時財政対策債を除くと108.97%。実質公債費比率は、昨年9月に作成した公債費負担適正化計画においては、19年度単年

度では20%と掲げているが、予算では20.1%、3力年平均では19.5%である。

質疑 投資的経費は20億円以内ということ、集中改革プラン実施手順書によって、抑制していくことが基本方針になっている。しかし、20億円を7億円以上も超えており、他にも影響が出てくる。また、経常収支比率についても、目標は5年間で80%とされている。それが臨時財政対策債を除いても103.74%である。これは既にパンク状態である。それとのバランスで投資的経費が27億円では問題ではないのか。

答弁 経常収支比率と投資的経費は相反するものであり、経常経費が下がれば投資的経費に財源を回せるということになる。まだまだ本市は、経常経費に費用がかかりすぎ、身の丈の財政運営になっていないということができると思う。財政健全化計画において投資的経費を20億円以内にする必要があるが、実際には27億円となっている。その理由は、19年度には多くの継続事業を計上していることによるもので、補助期限等があり、事業の先送りができないことによるものである。明野中学校整備、防災行政無線整備、明野北部工業団地進入路整備等の新規事業もあるが、18年度と比較して、投資的経費は約3億円減額している。